

平成30年分 青色申告決算書（一般用）の書き方

税 務 署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（一般用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、平成30年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。
- 平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

青色申告者の特別償却、引当金、準備金などの特典

<減価償却関係>

- | | |
|---|---|
| ① 耐用年数の短縮 | ⑩ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却 |
| ② 機械装置の増加償却 | ⑪ 特定設備等の特別償却 |
| ③ エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却 | ⑫ 耐震基準適合建物等の特別償却 |
| ④ 高度省エネルギー増進設備等取得した場合の特別償却 | ⑬ 特定地域における工業用機械等の特別償却 |
| ⑤ 中小事業者が機械等取得した場合の特別償却 | ⑭ 医療用機器の特別償却 |
| ⑥ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却 | ⑮ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 |
| ⑦ 地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却 | ⑯ 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却 |
| ⑧ 特定中小事業者が経営改善設備取得した場合の特別償却 | ⑰ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 |
| ⑨ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却 | ⑱ 企業主導型保育施設用資産の割増償却 |
| | ⑲ 特定都市再生建築物等の割増償却 |
| | ⑳ 倉庫用建物等の割増償却 |

※ 上記のほか、次のものについては白色申告者についても認められています。

- ・ 漁網、活字用金属等の特別な償却率による償却
- ・ 被災代替資産等の特別償却
- ・ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の規定による以下のもの
 - イ 復興産業集積区域等において機械等取得した場合の特別償却
 - ロ 企業立地促進区域において機械等取得した場合の特別償却
 - ハ 避難解除区域等において機械等取得した場合の特別償却
 - ニ 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却
 - ホ 被災代替資産等の特別償却
 - ヘ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

<引当金>

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 貸倒引当金（一部白色申告者についても認められています。） | ③ 退職給与引当金 |
| ② 返品調整引当金 | |

<準備金等>

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ① 金属鉱業等鉱害防止準備金 | ⑥ 農業経営基盤強化準備金 |
| ② 特定災害防止準備金 | ⑦ 青色申告特別控除 |
| ③ 特定船舶に係る特別修繕準備金 | ⑧ 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 |
| ④ 探鉱準備金 | ⑨ 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例 |
| ⑤ 新鉱床探鉱費の特別控除 | ⑩ 福島再開投資等準備金（白色申告者についても認められています。） |

（注1）下線を付した箇所は、本年分において改正があった箇所です。

（注2）これらの特典の適用に当たっては、それぞれ一定の要件があります。

申告書・青色申告決算書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

◆作成した申告書はマイナンバーカードとICカードリーダーを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

◆また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー



【記載例（決算書1ページ）】

決算書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

F A 0 2 0 3

平成 30 年分所得税青色申告決算書（一般用）

事業の内容を具体的に記入します。
例：青果小売業、自動車板金塗装業など

住 所	〇〇市△△町×-××-×	フリガナ	〇〇税 太郎	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地	同上	電 話 番 号	(自 宅) ××-××××-×××× (事業所) △△-△△△△-△△△△	氏 名 (名称)	
業 種 名	〇〇小売業	屋 号	〇〇商店	加 入 団 体 名	〇〇青色申告会

平成 31 年 3 月 1 日

損 益 計 算 書 (自 〇 月 〇 日 至 12 月 31 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	① 39280000	消耗品費	⑦ 378000	貸倒引当金	⑩ 64460
期首商品(製品)棚卸高	② 3705000	減価償却費	⑧ 1452548	繰戻額等	⑪
仕入金額(製品製造原価)	③ 27596000	福利厚生費	⑨ 173000	計	⑫ 64460
小 計 (②+③)	④ 31301000	給料賃金	⑪ 2625000	専従者給与	⑬ 1200000
期末商品(製品)棚卸高	⑤ 3814000	外注工賃	⑫	貸倒引当金	⑭ 74140
差引原価(④-⑤)	⑥ 27487000	利子割引料	⑬ 128000	繰入金等	⑮
差 引 金 額 (①-⑥)	⑦ 11793000	地代家賃	⑭ 120000	計	⑯ 1274140
租 税 公 課	⑧ 385000	貸 倒 金	⑮	青色申告特別控除前の所得金額 (⑦+⑯-⑰)	⑰ 4702772
荷 造 運 賃	⑨		⑰	青色申告特別控除額	⑱ 650000
水道光熱費	⑩ 224000		⑱	所 得 金 額 (⑰-⑱)	⑲ 3452772
旅費交通費	⑪ 148000		⑳		
通信費	⑫ 167000	雑 費	㉑ 48000		
広告宣伝費	⑬ 105000	計	㉒ 6480548		
接待交際費	⑭ 163000	差 引 金 額 (⑦-㉒)	㉓ 5312452		
損害保険料	⑮ 105000				
修繕費	⑯ 259000				

○損益計算書

売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	決算書2ページの「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の「売上(収入)金額」の計の金額を記入します。
期首商品(製品)棚卸高	②	期首と期末の棚卸表から、それぞれの商品(製品)の棚卸高を記入します。
期末商品(製品)棚卸高	⑤	なお、原価計算を行っている場合は、製造業の原材料、半製品、仕掛品などの棚卸高は決算書4ページの「製造原価の計算」の表の該当欄に記入します。
仕入金額 (製品製造原価)	③	決算書2ページの「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の「仕入金額」の計の金額を記入します。
		なお、原価計算を行っている場合は、原材料の仕入高は、決算書4ページの「製造原価の計算」の表の該当欄に記入します。
経 費 (⑧～⑳)		経費帳の各科目の口座から、決算整理後の金額を記入します。
租 税 公 課	⑧	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額(納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額)を含めて、この欄に記入します。
減 価 償 却 費	⑱	決算書3ページの「減価償却費の計算」の「⑩本年分の必要経費算入額」の計の金額を記入します。
		なお、製造業で原価計算を行っている場合の工場や機械などの減価償却費は、この欄には含めないで決算書4ページの「製造原価の計算」の表の該当欄に記入します。
給 料 賃 金	㉑	青色事業専従者に支給した給与は、この欄には記入しないで「専従者給与㉓」欄に記入します。
繰 戻 額 等 (㉔～㉖)		引当金や準備金で前年に繰入れや積立てをした金額又は一定の計算により取り崩した金額をそれぞれ記入します。
繰 入 額 等 (㉗～㉙)		引当金や準備金の勘定に繰入れや積立てをした金額をそれぞれ記入します。
青色申告特別控除 前の 所 得 金 額	㉚	「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用のある方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」(注)を参照してください。
青色申告特別控除額	㉛	決算書2ページの「青色申告特別控除額の計算」の⑨欄の金額を記入します。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

【記載例（決算書2ページ）】

平成 30 年分

フリガナ

氏名 国税 太郎

F A 0 2 0 8

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	2,149,000
4	3,044,000	2,195,000
5	3,107,000	2,452,000
6	3,459,000	2,293,000
7	3,228,000	2,014,000
8	2,859,000	2,227,000
9	3,351,000	2,456,000
10	3,602,000	2,629,000
11	3,838,000	2,605,000
12	4,135,000	2,728,000
家事消費等	3,270,000	
雑収入	3,270,000	
計	39,280,000	27,596,000

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税 太郎	25	12	1,200,000	300,000	1,500,000	19,100
国税 太郎	21	12	900,000	225,000	1,125,000	0
その他(人分)						
計		24	2,100,000	525,000	2,625,000	19,100

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税 孝子	妻	39	12	960,000	240,000	1,200,000	2,600
計			12	960,000	240,000	1,200,000	2,600

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

	金額
個別評価による本年分繰入額（「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の金額を書いてください。）	①
一括評価による本年分繰入額（「一括評価による貸倒引当金に関する明細書」の金額を書いてください。）	②
本年分繰入限度額（②×5.5%（金融業は3.3%））	③
本年分繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額（①＋④）	⑤

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

	金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	⑥
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の金額を書いてください。）	⑦
65万円の青色申告特別控除を受ける場合	⑧
10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（「不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。」）	⑨
上記以外	⑩
10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（「不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。」）	⑪
の場合青色申告特別控除額（⑩と⑪のいずれか少ない方の金額）	⑫

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増（特別）償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

－ 2 －

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

売上(収入)金額 ・ 仕入金額	売掛帳や買掛帳を例えば20日や25日など月の途中で締め切っている場合でも、1月1日から12月31日までの売上(収入)金額や仕入金額を記入します。 この場合、月別の内訳は、2月から11月までの各欄には帳簿のそれぞれの月の月計の金額をそのまま記入し、1月と12月の欄で調整しても差し支えありません。
家事消費等 ・ 雑収入	1月から12月までのそれぞれの合計額を記入します。 また、「家事消費等」の欄は、消費などした都度他の売上げに含めて記帳している場合は、毎月の売上金額にそれを含めて記入し、「家事消費等」の欄の記入を省略しても差し支えありません。 なお、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、「雑収入」の欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「青色申告の決算の手引き（一般用）」（7ページ）を参照してください。

○給料賃金の内訳及び○専従者給与の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の源泉徴収税額を記入します。 なお、年の途中で退職した方などで年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

○貸倒引当金繰入額の計算

個別評価による本年分繰入額	① 「個別評価による本年分繰入額」のある方は、「個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ」(注)を参照してください。
---------------	---

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

○青色申告特別控除額の計算

青色申告特別控除前の所得金額	⑦ 医業又は歯科医業を営む方で租税特別措置法第26条の適用を受ける社会保険診療報酬の所得がある方の場合には、その所得の金額を除いて記入します。
青色申告特別控除額	⑨ 決算書1ページの「損益計算書」の④欄へ転記します。

【記載例（決算書3ページ）】

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) になる金額	② 償却の基礎 になる金額	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率 (⑤×④×③)	④ 本年分の 普通償却費 (⑤×③×④)	⑤ 割増(特別) 償却費	⑥ 本年分の 償却費合計 (④+⑤)	⑦ 事業等 用割合	⑧ 本年分の必要 経費算入額 (⑥×⑦)	⑨ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
水産物処理機	4台	13・7	6,000,000	5,400,000	10年	0.096	248,400	—	248,400	100	248,400	1,653,000	
冷蔵庫	30台	30・9	600,000	600,000	10年	0.096	9,200	—	9,200	100	9,200	590,800	
照明設備	1台	19・1	800,000	40,000	—	—	8,000	—	8,000	100	8,000	32,000	均等償却
冷蔵庫	1台	19・3	700,000	133,434	10年	0.142	18,948	—	18,948	100	18,948	114,486	
レジスター	1台	30・7	290,000 (42,120)	290,000	5年	0.400	78,000	—	78,000	100	78,000	312,000	
カード端末機	28台	28・1	250,000	—	5	0.200	50,000	—	50,000	100	50,000	100,000	
一括償却資産	—	30	180,000	180,000	—	1/3	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
繰延償却	—	30	合計 980,000 (940,000は別添)	—	—	—	—	—	—	—	980,000	—	措法28の2
			()										
			()										
			()										
計							472,548	—	472,548		4452,548	2,922,286	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合に③欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうちの必要 経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
〇〇市△△町××× 〇〇 〇〇	土地	240,000	120,000

◎本年中における特殊事情

--

○減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法
				250%定率法 平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 ^(※1)
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内は記入する必要はありません。		下段の括弧内に償却保証額（取得価額×保証率）を記入します。	
②償却の基礎 になる金額	① 「取得価額×90%」の金額（漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年分において均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	① 前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年分において均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	取得価額そのままの金額を記入します。	① 本年中に取得した資産は、取得価額そのままの金額を記入します。 ② 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ③ 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は改定取得価額（最初に調整前償却額が償却保証額未満となる年の期首未償却残高）を記入します。
償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。 ・届け出していない方は、旧定額法（鉱業用減価償却資産は旧生産高比例法）になります。 ・平成10年4月1日以後に取得した建物は旧定額法になります。		・届け出していない方は、定額法（鉱業用減価償却資産は生産高比例法）になります。 ・建物、建物附属設備及び構築物（建物附属設備、構築物及び鉱業用の建物は平成28年4月1日以後に取得したものに限り。）は、定額法（鉱業用減価償却資産は定額法又は生産高比例法）になります。	
耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。			
④償却率又は改定償却率	5ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入します。	
⑤本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。			
⑥本年分の普通償却費	① 「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年分において均等償却を行う場合には、「{(取得価額－取得価額×95%－1円)÷5}×⑤」の金額を記入します。		「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。	
⑦割増（特別）償却費	中小事業者が機械等を取壊した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費（普通償却費は含めません。）を記入します。			
⑧未償却残高（期末残高）	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、④の金額から⑥の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から⑥の金額を差し引いた金額			
摘要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年分において均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。 次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」		調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。	

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます(平成25年3月15日までに「減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書」を提出している方に限ります。)

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。	
取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。	
[算 式]	
① 法定耐用年数の全部を経過した資産	法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
② 法定耐用年数の一部を経過した資産	法定耐用年数 - (経過年数×0.8) = 耐用年数

○ 減価償却の計算の特例

青色申告者には、「資産を譲渡した場合の特例」のほか **1 ページ** に示したような減価償却の計算の特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。
（「資産を譲渡した場合の特例」については、「**青色申告の決算の手引き（一般用）**」（**6 ページ**）を参照してください。）

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得	耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得
	旧定額法償却率	定額法償却率		旧定額法償却率	定額法償却率
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020
26	0.039	0.039			

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得			耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
	旧定率法	250%定率法			200%定率法				旧定率法	250%定率法			200%定率法		
	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率		償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.059								

（注）この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

○ 利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

○ 地代家賃の内訳

本年中の賃借料・権利金等	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。 この場合、権利金や更新料は上段に、賃借料は下段にそれぞれ記入し、権利金は「権」を、更新料は「更」を○で囲んで表示します。
--------------	---

○ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

【記載例（決算書4ページ）】

貸 借 対 照 表 （資 産 負 債 調）						製 造 原 価 の 計 算	
(平成30年 12月 31日現在)						(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)	
資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部			科 目	金 額
科 目	1月 1日 (開 首)	12月 31日 (閉 末)	科 目	1月 1日 (開 首)	12月 31日 (閉 末)		
現 金	292,300	372,772	支 払 手 形			原 期首原材料棚卸高	①
当 座 預 金	576,000	1,183,000	買 掛 金	1,672,000	2,034,000	原 材 料 仕 入 高	②
定 期 預 金	1,463,400	1,824,500	借 入 金	2,283,000	2,290,000	小 計 (①+②)	③
そ の 他 の 預 金	98,000	133,000	未 払 金	238,000	246,000	期 末 原 材 料 棚 卸 高	④
受 取 手 形			前 受 金			差 引 原 材 料 費 (③-④)	⑤
売 掛 金	1,172,000	1,348,000	預 り 金	3,080	24,202	労 務 費	⑥
有 価 証 券						外 注 工 賃	⑦
棚 卸 資 産	3,705,000	3,814,000				電 力 費	⑧
前 払 金						水 道 光 熱 費	⑨
貸 付 金						修 繕 費	⑩
建 物	1,901,400	2,243,800				減 価 償 却 費	⑪
建 物 附 属 設 備	40,000	32,000					⑫
機 械 装 置							⑬
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金	64,460	74,140		⑭
工 具 器 具 備 品	133,434	546,486					⑮
土 地							⑯
繰 越 資 産	150,000	100,000					⑰
							⑱
							⑲
							⑳
						計	㉑
						総 製 造 費 (⑤+⑥+㉑)	㉒
			事 業 主 借		544,450	期 首 半 製 品 ・ 仕 掛 品 棚 卸 高	㉓
			元 入 金	5,270,994	5,270,994	小 計 (㉒+㉓)	㉔
事 業 主 貸		2,986,000	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		4,102,772	期 末 半 製 品 ・ 仕 掛 品 棚 卸 高	㉕
合 計	9,531,534	14,583,558	合 計	9,531,534	14,583,558	製 品 製 造 原 価 (㉔-㉕)	㉖

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) 等欄の金額は、1ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

- 4 -

○貸借対照表（資産負債調）

農業所得以外の事業所得のほかに農業所得や不動産所得のある方の貸借対照表は、それらの所得に係るものを合算してこの表に記入しますが、それぞれの貸借対照表を各別に記入しても差し支えありません。

資 産 の 部	棚 卸 資 産	期首と期末の棚卸表から、それぞれの棚卸高を記入します。この場合、商品や製品、半製品、仕掛品などのほか、消耗品費から除外した未使用の消耗品も含めて記入します。
	事 業 主 貸	生活費その他の家事上の費用や所得税等、住民税など事業所得の必要経費にならない租税公課、商品などの家事消費の金額など本年中に事業から支出した金額の合計額を記入します。
負 債 ・ 資 本 の 部	預 り 金	専従者給与や他の使用人に支給した給与などから徴収した所得税等の源泉徴収税額のうち、まだ納付していない金額も預り金に含めて記入します。
	事 業 主 借	事業資金として事業主から受け入れた金額や預金通帳に記帳されている利息などの事業所得以外の収入で事業に受け入れたものの金額の合計額を記入します。
	元 入 金	期首の金額と期末の金額は同じ金額を記入します。
	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額	決算書1ページの「損益計算書」の④欄の金額を記入します。 損益計算書と貸借対照表の青色申告特別控除前の所得金額は、必ず一致します。一致しない場合には、記帳誤りや計算誤りがあると思われますので、記帳漏れや二重記帳又は転記誤りがないか確認してください。

○製造原価の計算

期首原材料棚卸高	①	期首と期末の棚卸表から、それぞれの原材料の棚卸高を記入します。
期末原材料棚卸高	④	
その他の製造経費	⑦ ⑪ ⑲	製造部分の経費のみを記入しますので、外交員や事務員などの給料賃金、事務所の水道光熱費や修繕費、減価償却費などは、ここに記入しないで決算書1ページの「損益計算書」のそれぞれの該当欄に記入します。
期首半製品・仕掛品棚卸高	㉓	期首と期末の棚卸表から、それぞれの半製品・仕掛品などの棚卸高を記入します。
期末半製品・仕掛品棚卸高	㉕	
製 品 製 造 原 価	㉖	決算書1ページの「損益計算書」の③欄へ転記します。

主な減価償却資産の耐用年数表

<建築物>

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	34
	延べ面積のうちに占める本造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	31
	延べ面積のうちに占める本造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの	41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
	車庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	34
金属造のもの	事務所用のもの	
	骨格材の肉厚が、（以下同じ。）	
	4 mmを超えるもの	38
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	30
	3 mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	
	4 mmを超えるもの	34
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	27
	3 mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4 mmを超えるもの	31
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	25
	3 mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4 mmを超えるもの	29
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	24
	3 mm以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4 mmを超えるもの	27
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	19
	3 mm以下のもの	15
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	
	4 mmを超えるもの	31
	3 mmを超え、4 mm以下のもの	24
	3 mm以下のもの	17

<建物附属設備>

構造・用途	細目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生設備、ガス設備		15

<車両・運搬具>

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4
	貨物自動車	
	ダンプ式のもの	4
	その他のもの	5
	報道通信用のもの	5
	その他のもの	6
	2輪・3輪自動車	3
	自転車	2
	リヤカー	4
運送事業用・貸自動車業用・自動車教習所用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
	小型車（貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のもの）	3
	大型乗用車（総排気量が3リットル以上のもの）	5
	その他のもの	4
	乗合自動車	5
	自転車、リヤカー	2
	被けん引車その他のもの	4

<工器具>

構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鑄造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	2
	自製活字、活字に常用される金属	8

<器具・備品>

構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机、いす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込用・劇場用のもの	3
	その他のもの	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事・ちゅう房用品	
	陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター	
	孔版印刷・印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
時計、試験機器、測定機器	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
時計、試験機器、測定機器	時計	10
	度量衡器	5
光学機器、写真製作機器	試験・測定機器	5
光学機器、写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球	
	マネキン人形、模型	3
	その他のもの	2
	主として金属製のもの	10
容器、金庫	その他のもの	5
	ボンベ	
	溶接製のもの	6
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナその他の容器	
	大型コンテナ（長さが6 m以上のものに限る。）	7
	その他のもの	
	金属製のもの	3
金庫	その他のもの	2
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容・美容機器		5

<器 具・備 品>のつづき

構造・用途	細 目	耐用年数
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	6
	ファイバースコープ	8
	その他のもの	8
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	4
	移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器	6
	その他のもの	3
	陶磁器製・ガラス製のもの	10
	主として金属製のもの	5
	その他のもの	5
娯楽・スポーツ器具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具、射的用具	2
	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	5
	スポーツ具	3

<機械・装置>

設備の種類	細 目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	3 7 7
木材・木製品(家具を除く)製造業用設備		8
家具・装備品製造業用設備		11
パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
印刷業・印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備	4 7 3 10 10
ゴム製品製造業用設備		9

<機械・装置>のつづき

設備の種類	細 目	耐用年数
なめし革・なめし革製品・毛皮製造業用設備		9
窯業・土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材・鉄粉製造業・鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄・原鉄・ベースメタル・フェロアロイ・鉄素形材・鋳鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
金属製品製造業用設備	金属被覆、彫刻業・打はく、金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
林業用設備		5
鉱業・採石業・砂利採取業用設備	石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6 6
総合工事業用設備		6
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン・液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
自動車整備業用設備		15

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

平成 31 年 (2019 年) 10 月1日から、消費税率の引上げに合わせて 軽減税率制度が実施されます

- 日々の経理において帳簿を作成する際、売上げや仕入れについて、取引ごとの税率（軽減税率（8%）・標準税率（10%））により、区分経理を行うことが必要となります。

消費税申告書を作成する際の変更点

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）」や「課税取引金額計算表」を作成する際に、税率ごとに区分する必要があります。

- 売上に軽減税率の対象品目がある場合、税率ごとに区分して合計した対価の額が記載された請求書等（区分記載請求書等）の発行が必要となります。
- ※ 免税事業者の方も、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率（8%）の対象品目

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

⇒ 軽減税率制度の詳細については、軽減税率制度についてのチラシやパンフレットのほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「軽減税率制度について」などをご参照ください。

【制度実施後の税務関係書類の例】

(平成 年分)		課 税 取 引 金 額 計 算 表						(事業所得用)	
科 目	決 算 額	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	旧10.0%適用(※2) うち旧税率 6.3%適用分 D	旧10.0%適用(※2) うち標準税率 6.24%適用分 E	旧10.0%適用(※2) うち標準税率 7.8%適用分 F			
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円		
期首商品棚卸高	②								
売上原価	③								
期末商品棚卸高	④								
差引原価	⑤								
差引金額	⑥								
費	⑦								
雑費	⑧								
計	⑨								
差引金額	⑩								
⑩+⑥	⑪								

売上金額を税率ごとに分けて記載

仕入金額や経費を、項目ごと・税率ごとに分けて記載

この計算書などを作成するためには
「区分経理」が必要です。